

事務連絡
令和2年2月6日

別紙関係団体の長 殿

栃木労働局労働基準部
健康安全課長

新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る対応の徹底について

労働衛生行政の運営につきましては、日頃から格別の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、先般、厚生労働省ホームページを参考としていただきますよう通知させていただいたところですが、1月31日（日本時間）、新型コロナウイルスについて、世界保健機構（WHO）において「国際的な公衆衛生上の緊急事態」が宣言されたことから、今後は、感染症のさらなる拡大防止に努める必要があります。

このため、会員や関係事業場等などからの相談において、新型コロナウイルスの感染を予防するための相談等がなされた場合には、

- ・ 一般的な衛生対策として、咳エチケット（※1）や手洗いなどを行っていただくこと
- ※1 咳エチケットは、感染症を他人に感染させないために、個人が咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえること

また、医療機関への受診に関する相談がなされた場合については、厚生労働省ホームページにおいて、入国前に滞在した地域が、武漢市から湖北省へ拡大したことに留意していただき、

- ・ 湖北省（※2）からの帰国後2週間の間に、発熱（37.5度以上）や呼吸器症状がある場合には、マスクを着用するなどの咳エチケットを実施の上、速やかにお住まいの地域の保健所に連絡し、医療機関を受診すること。ご不明な点は、最寄りの保健所に問い合わせること
- ・ また、湖北省に滞在していた方と接触された方で咳や発熱等の症状がある場合にも同様に受診すること

を御指導いただくとともに、厚生労働省の専用相談窓口を案内いただきますよう、周知徹底をお願いします。

- ※2 保健所に問い合わせる等の対応が必要な方については、今後の流行状況に合わせて変更の可能性があることから、適宜厚生労働省ホームページを確認していただきますようお願いいたします。

○厚生労働省の専用相談窓口

電話番号：03-3595-2285

- 「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について」
(厚生労働省ホームページ) について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- 「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルスに関連した感染症に関するQ&A」

(一般の方、医療機関・検査機関の方向け (令和2年1月31日時点))

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

(事業者・職場でのQ&A (令和2年2月1日時点))

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00002.html

- 「保健所管轄区域案内」(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hokenjo/

／

新型コロナウイルスに関する事業者・職場のQ&A

(令和2年2月4日時点版)

＜安全衛生に関する問い合わせ＞

問1 職場で取り組むべき新型コロナウイルス対策にはどのようなことがありますか。

予防法としては、一般的な衛生対策として、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に、咳エチケット※や手洗い、うがい、アルコール消毒など行っていただくようお願いします。

また、湖北省から帰国・入国される方あるいはこれらの方と接触された方におかれましては、咳や発熱等の症状がある場合には、マスクを着用するなどし、事前に保健所へ連絡したうえで、受診していただきますよう、御協力をお願いします。

また、医療機関の受診にあつては、湖北省の滞在歴があることまたは湖北省に滞在歴がある方と接触したことを事前に申し出てください。

※ 咳エチケットとは、感染症を他人に感染させないために、個人が咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえることです。

特に電車や職場、学校など人が集まるところで実践することが重要です。

[ページの先頭へ戻る](#)

問2 労働者が湖北省に滞在していましたが、どのような対応をしたらよいのでしょうか。

入国してから2週間以内に、発熱や呼吸器症状がある場合には、マスクを着用するなどの咳エチケットを実施の上、あらかじめ保健所に連絡の上速やかに医療機関を受診していただきますよう、御協力をお願いします。なお、受診に当たっては、湖北省への滞在歴があることを申告してください。ご不明な点は、最寄りの保健所にお問い合わせください。

また、湖北省に滞在していた方と接触された方で咳や発熱等の症状がある場合にも同様に受診してください。

[ページの先頭へ戻る](#)

問3 労働安全衛生法第68条に基づく病者の就業禁止の措置を講ずる必要はありますか。

2月1日付けで、新型コロナウイルス感染症が指定感染症として定められたことにより、労働者が新型コロナウイルスに感染していることが確認された場合は、感染症法に基づき、都道府県知事が就業制限や入院の勧告等を行うことができることとなりますので、それに従っていただく必要があります。

労働安全衛生法第68条に基づく病者の就業制限の措置については対象となりません。

[ページの先頭へ戻る](#)

<労働基準法に関する問い合わせ>

問4 新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、どのようなことに気をつければよいのでしょうか。

新型コロナウイルス感染症の現状からは、中国国内ではヒトからヒトへの感染は認められるものの、我が国において、現在、流行が認められている状況ではありません。

国民の皆様におかれては、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様にお一人お一人の咳エチケットや手洗いなどの実施がとても重要です。感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

また、新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、欠勤中の賃金の取扱については、労使で十分に話し合ってください、労使が協力して、労働者が安心して休暇を取得できる体制を整えていただくようお願いいたします。

なお、賃金の支払の必要性の有無等については、個別事案ごとに諸事情を総合的に勘案すべきものですが、法律上、労働基準法第26条に定める休業手当を支払う必要性の有無については、一般的には以下のように考えられます。(以下は現時点の状況を基にしており、今後の新型コロナウイルスの流行状況等に応じて変更される可能性がありますのでご留意ください。)

①労働者が新型コロナウイルスに感染したため休業させる場合

新型コロナウイルスに感染しており、都道府県知事が行う就業制限により労働者が休業する場合は、一般的には「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当しないと考えられますので、休業手当を支払う必要はありません。

②労働者に発熱などの症状があるため休業させる場合

新型コロナウイルスかどうか分からない時点で、発熱などの症状があるため労働者が自主的に休む場合は、通常の病欠と同様に取り扱っていただき、病気休暇制度を活用すること等が考えられます。

一方、例えば熱が37.5度以上あることなど一定の症状があることのみをもって一律に労働者を休ませる措置をとる場合のように、使用者の自主的な判断で休業させる場合は、一般的には「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、休業手当を支払う必要があります。

③武漢市を含む湖北省から帰国した労働者等の新型コロナウイルスに感染した可能性のある労働者を休業させる場合

入国してから2週間の間に、発熱や呼吸器症状がある場合には、マスクを着用するなどの咳エチケットを実施の上、あらかじめ保健所に連絡の上速やかに医療機関を受診していただきますよう、御協力をお願いします。なお、受診に当たっては、湖北省への滞在歴があることを申告してください。ご不明な点は、最寄りの保健所にお問い合わせください。また、湖北省に滞在していた方と接触された方で咳や発熱等の症状がある場合にも同様に受診してください。

医療機関の受診の結果を踏まえても、職務の継続が可能である労働者について、使用者の自主的判断で休業させる場合には、一般的に「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、休業手当を支払う必要があります。

※なお、①から③において休業手当を支払う必要がないとされる場合においても、自宅勤務などの方法により労働者を業務に従事させることが可能な場合において、これを十分検討する等休業の回避について通常使用者として行うべき最善の努力を尽くしていないと認められた場合には、「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当する場合があります。休業手当の支払が必要となることがあります。

[ページの先頭へ戻る](#)

問5 新型コロナウイルスに感染している疑いのある労働者について、一律に年次有給休暇を取得したこととする取扱いは、労働基準法上問題はありませんか。病気休暇を取得したこととする場合はどうですか。

年次有給休暇は原則として労働者の請求する時季に与えなければならないものですので、使用者が一方的に取得させることはできません。事業場で任意に設けられた病気休暇により対応する場合は、事業場の就業規則等の規定に照らし適切に取り扱ってください。

[ページの先頭へ戻る](#)

問6 新型コロナウイルスの感染の防止や感染者の看護等のために労働者が働く場合、労働基準法第33条第1項の「災害その他避けることができない事由によって、臨時の必要がある場合」に該当するのでしょうか。

御質問については、新型コロナウイルスに関連した感染症への対策状況、当該労働の緊急性・必要性等を勘案して個別具体的に判断することになりますが、今回の新型コロナウイルスが指定感染症に定められており、一般に急病への対応は、人命・公益の保護の観点から急務と考えられるので、労働基準法第33条第1項の要件に該当し得るものと考えられます。

ただし、労働基準法第33条第1項に基づく時間外・休日労働はあくまで必要な限度の範囲内に限り認められるものですので、過重労働による健康障害を防止するため、実際の時間外労働時間を月45時間以内にするなどしていただくことが重要です。また、やむを得ず月に80時間

を超える時間外・休日労働を行わせたことにより 疲労の蓄積の認められる労働者に対しては、医師による面接指導等を実施し、適切な事後措置を講じる必要があります。

そもそも、労働基準法第32条においては、1日8時間、1週40時間の法定労働時間が定められており、これを超えて労働させる場合や、労働基準法第35条により毎週少なくとも1日又は4週間を通じ4日以上与えることとされている休日に労働させる場合は、労使協定（いわゆる36協定）を締結し、労働基準監督署に届け出ていただくことが必要です。

しかし、災害その他避けることのできない事由により臨時に時間外・休日労働をさせる必要がある場合においても、例外なく、36協定の締結・届出を条件とすることは実際的ではないことから、そのような場合には、36協定によるほか、労働基準法第33条第1項により、使用者は、労働基準監督署長の許可（事態が急迫している場合は事後の届出）により、必要な限度の範囲内に限り時間外・休日労働をさせることができるとされています。労働基準法第33条第1項は、災害、緊急、不可抗力その他客観的に避けることのできない場合の規定ですので、厳格に運用すべきものです。

なお、労働基準法第33条第1項による場合であっても、時間外労働・休日労働や深夜労働についての割増賃金の支払は必要です。

[ページの先頭へ戻る](#)



PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、[こちらからダウンロードしてください。](#)

新型コロナウイルスに関するQ&A (企業の方向け)

令和2年2月7日時点版

1 帰国者

問1 湖北省への渡航歴がある方は帰国後いつから出勤できますか。

問2 湖北省への渡航歴がある方に健康管理を実施する必要はありますか。

問3 湖北省への渡航歴がある方が新型コロナウイルスに感染した可能性があるのですが、休業手当の支払いは必要ですか。

2 接触者

問1 湖北省への渡航歴がある方と接触した方にも14日間の出勤停止の必要はありますか。

問2 湖北省への渡航歴がある方と接触した方に対して健康管理を実施する必要はありますか。

3 その他共通事項

問1 労働安全衛生法第68条に基づく病者の就業禁止の措置を講ずる必要はありますか。

問2 新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、どのようなことに気をつければよいのでしょうか。

問3 労働者が新型コロナウイルスに感染したため休業させる場合、休業手当はどのようにすべきですか。

問4 労働者が発熱などの症状があるため自主的に休んでいます。休業手当の支払いは必要ですか。

問5 新型コロナウイルスに感染している疑いのある労働者について、一律に年次有給休暇を取得したこととする取り扱い、労働基準法上問題はありませんか。病気休暇を取得したこととする場合はどのようになりますか。

問6 新型コロナウイルスの感染の防止や感染者の看護等のために労働者が働く場合、労働基準法第33条第1項の「災害その他避けることができない事由によって、臨時の必要がある場合」に該当するのでしょうか。

1 帰国者

問1 湖北省への渡航歴がある方は帰国後いつから出勤できますか。

14日以内に湖北省への渡航歴がある方が、発熱や呼吸器症状がある場合には、マスクを着用するなどの咳エチケットを行い、あらかじめ保健所に連絡のうえ、速やかに医療機関を受診し、その指示に従ってください。なお、受診の際は、湖北省への渡航歴があることを申告してください。ご不明な点は、最寄りの保健所にお問い合わせください。

上記以外の方は、出勤を停止する必要はありません。なお、一般的な衛生対策として、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に、咳エチケットや手洗い、うがい、アルコール消毒など行ってください。

[ページの先頭へ戻る](#)

問2 湖北省への渡航歴がある方に健康管理を実施する必要はありますか。

新型コロナウイルス感染症に対して、事業者が健康管理を実施する必要はありません。14日以内に湖北省への渡航歴がある方が、発熱や呼吸器症状がある場合には、マスクを着用するなどの咳エチケットを行い、あらかじめ保健所に連絡のうえ、速やかに医療機関を受診し、その指示に従ってください。受診の際は、湖北省への渡航歴があることを申告してください。ご不明な点は、最寄りの保健所にお問い合わせください。

なお、湖北省への渡航歴にかかわらず労働安全衛生法令に基づく労働安全衛生規則では、国外に6か月以上派遣した労働者が帰国して、国内の業務に就かせる場合は、医師による健康診断を行わなければならないことにご留意ください。

[ページの先頭へ戻る](#)

問3 湖北省への渡航歴がある方が新型コロナウイルスに感染した可能性があるのですが、休業手当の支払いは必要ですか。

14日以内に湖北省への渡航歴がある方あるいはこれらの方と接触された方が、咳や発熱などの症状がある場合には、上記と同様にあらかじめ保健所に連絡のうえ、速やかに医療機関を受診し、その指示に従ってください。

なお、医療機関の受診の結果を踏まえても、職務の継続が可能である方について、使用者の自主的判断で休業させる場合には、一般的に「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、休業手当を支払う必要があります。

[ページの先頭へ戻る](#)

2 接触者

問1 湖北省への渡航歴がある方と接触した方にも14日間の出勤停止の必要はありますか。

湖北省への渡航歴がある方と接触してから14日以内に、発熱や呼吸器症状がある場合には、マスクを着用するなどの咳エチケットを行い、あらかじめ保健所に連絡のうえ、速やかに医療機関を受診し、その指示に従ってください。ご不明な点は、最寄りの保健所にお問い合わせください。

上記以外の方は、出勤を停止する必要はありません。なお、一般的な衛生対策として、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に、咳エチケットや手洗い、うがい、アルコール消毒など行っていただくようお願いします。

[ページの先頭へ戻る](#)

問2 湖北省への渡航歴がある方と接触した方に対して健康管理を実施する必要はありますか。

湖北省への渡航歴がある方と接触してから14日以内に、発熱や呼吸器症状がある場合には、マスクを着用するなどの咳エチケットを行い、あらかじめ保健所に連絡のうえ、速やかに医療機関を受診してください。ご不明な点は、最寄りの保健所にお問い合わせください。

なお、新型コロナウイルス感染症に対して、事業者が健康管理を実施する必要はありません。

[ページの先頭へ戻る](#)

3 その他共通事項

<就業禁止>

問1 労働安全衛生法第68条に基づく病者の就業禁止の措置を講ずる必要はありますか。

2月1日付けで、新型コロナウイルス感染症が指定感染症として定められたことにより、労働者が新型コロナウイルスに感染していることが確認された場合は、感染症法に基づき、都道府県知事が就業制限や入院の勧告等を行うことができることとなりますので、それに従っていただく必要があります。

労働安全衛生法第68条に基づく病者の就業制限の措置については対象となりません。

[ページの先頭へ戻る](#)

＜休業手当＞

問2 新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、どのようなことに気をつければよいのでしょうか。

新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、欠勤中の賃金の取り扱いについては、労使で十分に話し合っていていただき、労使が協力して、労働者が安心して休暇を取得できる体制を整えていただくようお願いします。

なお、賃金の支払いの必要性の有無などについては、個別事案ごとに諸事情を総合的に勘案すべきですが、法律上、労働基準法第26条に定める休業手当を支払う必要性の有無については、「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当するかどうかによって判断されます。

※なお、休業手当を支払う必要がないとされる場合においても、自宅勤務などの方法により労働者を業務に従事させることが可能な場合において、これを十分検討するなど休業の回避について通常使用者として行うべき最善の努力を尽くしていないと認められた場合には、「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当する場合があります、休業手当の支払が必要となることがあります。

[ページの先頭へ戻る](#)

問3 労働者が新型コロナウイルスに感染したため休業させる場合、休業手当はどのようにすべきですか。

新型コロナウイルスに感染しており、都道府県知事が行う就業制限により労働者が休業する場合は、一般的には「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当しないと考えられますので、休業手当を支払う必要はありません。

[ページの先頭へ戻る](#)

問4 労働者が発熱などの症状があるため自主的に休んでいます。休業手当の支払いは必要ですか。

新型コロナウイルスかどうか分からない時点で、発熱などの症状があるため労働者が自主的に休む場合は、通常の病欠と同様に取り扱っていただき、病気休暇制度を活用することなどが考えられます。

一方、例えば熱が37.5度以上あることなど一定の症状があることのみをもって一律に労働者を休ま

せる措置をとる場合のように、使用者の自主的な判断で休業させる場合は、一般的には「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、休業手当を支払う必要があります。

[ページの先頭へ戻る](#)

<年次有給休暇>

問5 新型コロナウイルスに感染している疑いのある労働者について、一律に年次有給休暇を取得したこととする取り扱いは、労働基準法上問題はありませんか。病気休暇を取得したこととする場合はどのようになりますか。

年次有給休暇は、原則として労働者の請求する時季に与えなければならないものなので、使用者が一方的に取得させることはできません。事業場で任意に設けられた病気休暇により対応する場合は、事業場の就業規則などの規定に照らし適切に取り扱ってください。

[ページの先頭へ戻る](#)

<時間外・休日労働>

問6 新型コロナウイルスの感染の防止や感染者の看護等のために労働者が働く場合、労働基準法第33条第1項の「災害その他避けることができない事由によって、臨時の必要がある場合」に該当するのでしょうか。

ご質問については、新型コロナウイルスに関連した感染症への対策状況、当該労働の緊急性・必要性などを勘案して個別具体的に判断することになりますが、今回の新型コロナウイルスが指定感染症に定められており、一般に急病への対応は、人命・公益の保護の観点から急務と考えられるので、労働基準法第33条第1項の要件に該当し得るものと考えられます。

ただし、労働基準法第33条第1項に基づく時間外・休日労働はあくまで必要な限度の範囲内に限り認められるものですので、過重労働による健康障害を防止するため、実際の時間外労働時間を月45時間以内にするなどしていただくことが重要です。また、やむを得ず月に80時間を超える時間外・休日労働を行わせたことにより疲労の蓄積の認められる労働者に対しては、医師による面接指導などを実施し、適切な事後措置を講じる必要があります。

(参考) 時間外・休日労働とは？

労働基準法第32条においては、1日8時間、1週40時間の法定労働時間が定められており、これを超えて労働させる場合や、労働基準法第35条により毎週少なくとも1日又は4週間を通じ4日以上与えることとされている休日に労働させる場合は、労使協定(いわゆる36協定)を締結し、労働基準監督署に届け出ていただくことが必要です。

しかし、災害その他避けることのできない事由により臨時に時間外・休日労働をさせる必要がある場合においても、例外なく、36協定の締結・届出を条件とすることは実際的ではないことから、そのような場合には、36協定によるほか、労働基準法第33条第1項により、使用者は、労働基準監督署長の許可(事態が急迫している場合は事後の届出)により、必要な限度の範囲内に限り時間

外・休日労働をさせることができるとされています。労働基準法第33条第1項は、災害、緊急、不可抗力その他客観的に避けることのできない場合の規定ですので、厳格に運用すべきものです。なお、労働基準法第33条第1項による場合であっても、時間外労働・休日労働や深夜労働についての割増賃金の支払は必要です。

[ページの先頭へ戻る](#)

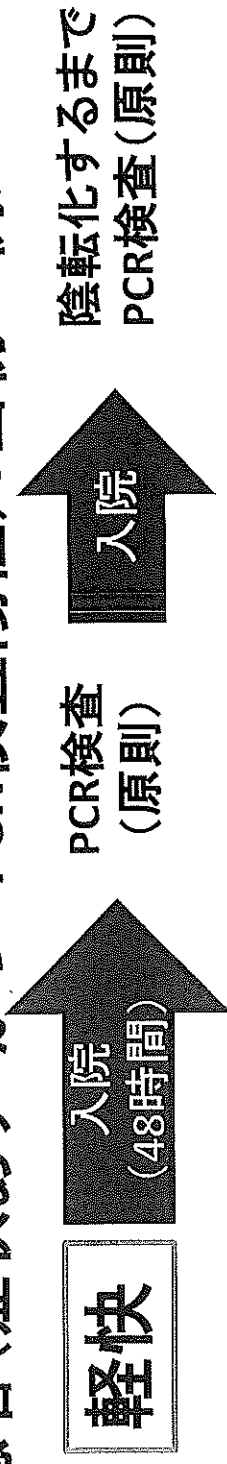


PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。

新型コロナウイルス感染症における退院等基準(軽快後)

軽快：24時間発熱(37.5℃以上)なしかつ
呼吸器症状が改善傾向であること

○ 患者(症状あり)かつ PCR検査陽性)：当初20例について



軽快後、48時間毎にPCR検査を実施。陰転化が確認されたら、前回検体採取後12時間以後に再度採取を行い、二回連続で陰性が確認されたら退院可とする。

○ (新規)無症状病原体保有者(症状なし)かつ PCR検査陽性)



健感発 0206 第 1 号
令和 2 年 2 月 6 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
（公 印 省 略）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて」（令和 2 年 2 月 3 日付け健感発第 0203 第 3 号厚生労働省結核感染症課長通知）を、科学的知見を踏まえ下記のとおり一部改正したので、十分御承知の上、その取扱いに遺憾のないようされたい。

記

第 1 退院に関する基準

新型コロナウイルス感染症の患者について、法第 26 条において準用される法第 22 条の「症状が消失したこと」とは、37.5 度以上の発熱が 24 時間なく、呼吸器症状が改善傾向であることに加え、48 時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 12 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合とする。

上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、48 時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 12 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。

また、無症状病原体保有者については、12.5日間の入院の後、核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した12時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合とする。

上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、48時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した12時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。

なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、37.5度以上の発熱が24時間なく、呼吸器症状が改善傾向となるまで退院の基準を満たさないものとする。

第2 就業制限に関する基準

法第18条の「まん延を防止するため必要があると認めるとき」とは、新型コロナウイルス感染症患者又は無症状病原体保有者が就業しようとする場合とする。

なお、第1の退院に関する基準を満たす場合は、同条の規定の対象者ではなくなるものとする。

[ホーム](#) > [福祉・医療](#) > [健康・保健衛生](#) > [感染症](#) > [新型コロナウイルス感染症について/关于新型冠状病毒感染肺炎的通知](#) > [新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口について/关于新型冠状病毒感染肺炎的咨询窗口](#)

更新日：2020年2月7日

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口について/关于新型冠状病毒感染肺炎的咨询窗口

新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方の相談窓口について

◆新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方（以下の①②③のいずれかに該当する方）は、医療機関の受診の前に、お住まい又は施設等を管轄する広域健康福祉センター及び保健所等の相談窓口にご相談ください。

◎新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方

- ①発症から2週間以内に中国湖北省に渡航又は居住していた方で、発熱と呼吸器症状がある方
- ②発症から2週間以内に中国湖北省に渡航又は居住していた方と濃厚接触された方で、発熱と呼吸器症状のある方
- ③新型コロナウイルス感染症と確定診断を受けた患者と濃厚接触された方で、発熱や呼吸器症状のある方

なお、日本語以外での相談を希望される方は、[とちぎ外国人相談サポートセンター](#)（外部サイトへリンク）へお問合せください（毎週火曜日から土曜日の午前9時から午後4時まで受付）。

如果需要日语以外的语言咨询，请联系栃木外国人咨询援助中心（点击此链接）。

咨询时间：周二到周六 上午9点至下午4点

広域健康福祉センター及び保健所名称	管轄	連絡先
県西健康福祉センター	鹿沼市、日光市	〒322-0068 鹿沼市今宮町1664-1 平日 午前8時30分～午後5時15分 TEL 0289-62-6225 夜間・休日 TEL 0289-64-3125
県東健康福祉センター	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	〒321-4305 真岡市荒町116-1 平日 午前8時30分～午後5時15分 TEL 0285-82-6997 夜間・休日 TEL 0285-82-6997
県南健康福祉センター	小山市、栃木市、下野市、上三川町、野木町、壬生町	〒323-0811小山市犬塚3-1-1

		平日 午前8時30分～午後5時15分 TEL 0285-22-1219 夜間・休日 TEL 0285-22-0302
<u>県北健康福祉センター</u>	大田原市、那須塩原市、矢板市、さくら市 那須烏山市、那須町、塩谷町、高根沢町、 那珂川町	〒324-0057 大田原市住吉町2-14-9 平日 午前8時30分～午後5時15分 TEL 0287-22-2679 夜間・休日 TEL 0287-22-2679
<u>安足健康福祉センター</u>	足利市、佐野市	〒326-0032 足利市真砂町1-1 平日 午前8時30分～午後5時15分 TEL 0284-41-5895 夜間・休日 TEL 0284-41-5900
<u>宇都宮市保健所（外部サイトへリンク）</u>	宇都宮市	〒321-0974 宇都宮市竹林町972 平日 午前8時30分～午後5時15分 TEL 028-626-1114 夜間・休日 TEL 028-626-1102

新型コロナウイルス感染症に関する一般の相談窓口について

◆新型コロナウイルス感染症に関する一般の相談については、平日の午前8時30分から午後5時15分までにお住まい又は施設等を管轄する広域健康福祉センター及び保健所等へ御相談ください。（日本語での対応となります）

◆日本語以外での相談を希望される方は、とちぎ外国人相談サポートセンター（外部サイトへリンク）へお問合せください。（毎週火曜日から土曜日の午前9時から午後4時まで受付）

◆また、午前9時から午後9時まで（土日・祝日も実施）厚生労働省においても、新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口を設置しています。

厚生労働省の電話相談窓口 TEL 0120-565653（フリーダイヤル）

なお、新型コロナウイルス感染症に関する情報は栃木県のホームページに掲載していますので、ご覧ください。

広域健康福祉センター及び保健所名称	管轄	連絡先
<u>県西健康福祉センター</u>	鹿沼市、日光市	〒322-0068 鹿沼市今宮町1664-1 平日 午前8時30分～午後5時15分 TEL 0289-62-6225
<u>県東健康福祉センター</u>	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	〒321-4305 真岡市荒町116-1 平日 午前8時30分～午後5時15分 TEL 0285-82-3323

県南健康福祉センター	小山市、栃木市、下野市、上三川町、野木町、壬生町	〒323-0811小山市犬塚3-1-1 平日 午前8時30分～午後5時15分 TEL 0285-22-1219
県北健康福祉センター	大田原市、那須塩原市、矢板市、さくら市 那須烏山市、那須町、塩谷町、高根沢町、 那珂川町	〒324-0057 大田原市住吉町2-14-9 平日 午前8時30分～午後5時15分 TEL 0287-22-2679
安足健康福祉センター	足利市、佐野市	〒326-0032 足利市真砂町1-1 平日 午前8時30分～午後5時15分 TEL 0284-41-5895
宇都宮市保健所 (外部サイトへリンク)	宇都宮市	〒321-0974 宇都宮市竹林町972 平日 午前8時30分～午後5時15分 TEL 028-626-1114
栃木県保健福祉部健康増進課	県内全域	〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 夜間・休日を除く 平日 午前8時30分～午後5時15分 TEL 028-623-3089

お問い合わせ

健康増進課 感染症・新型インフルエンザ対策担当
 〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 県庁舎本館5階
 電話番号：028-623-3089
 ファックス番号：028-623-3920
 Email：kenko-zoshin@pref.tochigi.lg.jp

栃木県庁 〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 電話番号：028-623-2323

Copyright (C) Tochigi Prefecture. All Rights Reserved.